

第4回

AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会

事務局説明資料

2026年1月14日

商務情報政策局 情報経済課

1. 第3回研究会でのご意見
2. 報告書案に関する検討

第3回研究会の討議概要と対応方針① 【想定事例 5】

区分	ご意見の概要	事務局対応方針
事例の構造・設定について	<ul style="list-style-type: none">AIによる取引拒絶は、統計的バイアスを端緒とし、最終的に開発者や利用者等の人間の行為に責任原因を求める構造である点を踏まえ、過失や権利侵害などの不法行為法上の要件の下での整理を明確にすべき。事例における具体的な損害やその発覚経過等を明確にする必要がある。AIによる差別は統計的な傾向として顕在化するため、個々の判断に差別回避の注意義務を課すことは現実的ではない。実務的には、運用開始後に差別的な挙動がないかをチェックする事後モニタリングが重要である。	<ul style="list-style-type: none">左記を含め、いただいた御指摘については取りまとめに反映させていただく
利用者の責任について	<ul style="list-style-type: none">AIの判断内容がブラックボックスであることを理由に、利用者が過失責任を免れると考えることは妥当でない。AIを補助的に使う場合は、利用者に過失が発生する場合があると考えるべきである。	
因果関係について	<ul style="list-style-type: none">因果関係について、確率的な枠組みで考える必要性はあり得るもの、実務的には事実上の推定で対応可能なケースも多い。他方で、生命・身体侵害の事案とは異なるため、「相当程度の可能性」の法理をそのまま適用することは難しく、確率的に考える場合の理論構成については、引き続き検討が必要である。	

第3回研究会の討議概要と対応方針② 【想定事例 6】

区分	ご意見の概要	事務局対応方針
事例の特徴について	<ul style="list-style-type: none">本事例は、人間の作業を代替するだけでなく、人間にはできなかった作業も行うという「プラスアルファの効用」が期待される機械である点、また利用者が事業者であり一定の注意義務を要求し得るといった点で、自動運転車とは特徴が異なる。	<ul style="list-style-type: none">左記を含め、いただいた御指摘については取りまとめに反映させていただく。
安全性判断基準について	<ul style="list-style-type: none">安全性の判断において、自動運転等の分野では統計的な視点も有力になりつつある。比較対象として人間だけでなく他のAIシステムの安全を基準とする考え方もある。	
欠陥の類型について	<ul style="list-style-type: none">自動運転車に比べ「指示・警告上の欠陥」に関する記述が少ないため、類型化は難しい領域かもしれないが、追記を検討されたい。アップデートに伴う欠陥については、メーカーがアップデートを行った以上は製造物責任を負うという考え方もあり得る一方、現行法との整合性も踏まえながら検討する必要がある。アップデートを提供しなかったことによる不具合については、従来は過失責任の範疇と考えられてきたが、欠陥として構成する可能性や、開発危険の抗弁との関係について、引き続き検討が必要である。	

上記のほか、第3回研究会の論点について様々なご意見を頂いた。

1. 第3回研究会でのご意見
2. 報告書案に関する検討

報告書案における残りの論点及びスケジュール

- 報告書案については、構成員の皆様にもご確認・ご意見をいただきつつ作成中。以降は下記スケジュールを目指して進行したい
- 本日は下記の論点1及び2を中心として、記載方針に関わる事項や複数の記載箇所に関わる事項を中心にご意見をいただきたい

- 第3回研究会後、構成員の皆様に報告書案を展開しご確認・ご意見をいただきつつブラッシュアップを行った。
- 積み残しの論点は以下のとおり。本日の第4回では、下記の論点1及び2並びにその他報告書全体に関するご意見をいただきたい。
 - ・ 【論点1】AIの類型に応じた責任判断の方向性（後記7～8頁参照）
 - ・ 【論点2】AIエージェントに関する補論（後記9～10頁参照）
 - ・ その他、報告書全体に関するご意見

※時間の制約上、個別の表現面等に関するご意見は下記のスケジュール①及び②の段階で頂戴することとし、本研究会では記載方針に関わる重要な論点を中心にご意見を頂戴したい。

- 今後のスケジュールは以下のとおり進行したい。
 - ① 本日の第4回での議論を踏まえた修正版を1月19日（月）頃までに展開、追加のご意見等があれば1月23日（金）までに頂戴する
 - ② 追加のご意見を踏まえた修正版を1月26日（月）の週に展開、1月末～2月第1週を目処に報告書案を確定
 - ③ 英訳やパブリックコメント等の手続を進めた上、年度末を目処に公表

【論点1】AIの類型に応じた責任判断の方向性

- 報告書案では、当事者の責任を検討する際の視点として、法的な評価の方向性が異なる2つの類型を設けている（報告書案10～18頁、本資料8頁参照）。
 - ・ 類型Ⅰ：判断の補助ないし支援としてのみ用いられ、最終的に人の判断や行動を介在させることが予定されているAI
 - ・ 類型Ⅱ：AIの出力が人の判断や行動の全部又は一部を代替する前提で提供されており、AIの判断を尊重しながら用いることが予定されているAI
- 上記各類型について、どのような名称とすべきか。また、整理の方向性は適切か。

➤ 上記区分の名称については複数のご意見があったところ、類型の正確性や明確性の観点からどのような名称とすべきか。現時点で頂戴した案は以下のとおり。

- ① 補助利用型AI／判断尊重型AI
- ② 補助型AI／協働型AI
- ③ 協働型AI／自律型AI
- ④ 補助型AI／自律型AI

➤ 類型Ⅱには、一部で人の関与を介在させながら用いる画像認識AIシステムも含まれる（報告書案4.1参照）。これに対し、「自律型」という呼称は完全に自動で稼働するシステムであるかのような印象を与える可能性もある。

➤ 最も重要な違いは利用者がAIの判断を尊重しながら用いるか否かという点にあるため、これを反映した上記①案とするのはどうか。

【論点1】AIの類型に応じた責任判断の方向性

多くのAIは補助利用型AIに該当すると考えられるが、一定の条件を満たす場合には判断尊重型AIに該当し、AIの判断を尊重しながら用いることを前提として各当事者の責任が検討される。

		補助利用型AI	判断尊重型AI
概要	<ul style="list-style-type: none">● 判断の補助ないし支援としてのみ用いられ、最終的に人の判断や行動を介在させることが予定される類型。● 補助利用型AIとしてのみ用いるべき場合：<ul style="list-style-type: none">① 機能的にみて人の判断を代わりに行っているとはいえないケース② 規制法上の理由により人の最終的な判断が要求されるケース③ AIの出力の利用が法的・規範的にみて権利侵害と評価される場合があり、このような観点まで含めてAIの判断を尊重しながら用いることが適切でないケース		
			
責任判断の方向性	AI利用者の責任	<ul style="list-style-type: none">□ AIの利用有無によって注意義務の水準は左右されず、個々の状況下で適切な判断や行動を行うことが求められる。□ 具体的には、AIの出力の正確性や適切性を評価しながらAIを用いること、そのために必要な情報収集を行うことや利用上の措置を講ずること等が注意義務の内容となり得る。	<ul style="list-style-type: none">□ 注意義務の対象は、適切な判断や行動を行うことからAIシステムを適正に用いるための体制構築及びその運用へと転換。□ 個々のAIシステムごとに求められる措置は異なるが、AI事業者ガイドラインを参考としつつ合理的に可能な措置を講ずることが考えられる。
	AI開発者・提供者の責任	<ul style="list-style-type: none">□ AIの出力の適切性はAI利用者が判断することが前提となるが、AIの機能や性能の限界及び使用方法等について明確な説明を行う等、一定の設計上・説明上の措置は求められ得る。	<ul style="list-style-type: none">□ 上記の安全性を発揮・維持するため合理的に可能な設計上の措置や、リスクコントロールの上で重要な情報を分析しAI利用者への情報提供を行う等の説明上の措置が求められる。

※ 個々の局面において求められる注意義務の水準は、その行為から生ずる危険の大小、被侵害利益の軽重、その職業・地位に置かれた通常人の注意力等に基づいて決定される。なお、AIと人の作業水準を直ちに比較することが困難な場面の考え方について、報告書注[23]参照。

【論点2】補論：AIエージェント

- 近時、AIエージェント・Agentic AIといった高度なシステムの開発・実装等が進みつつあり、リスクの拡大や新たなリスクの顕在化が指摘されているところ、リスクアセスメントやガバナンス手法は検討段階にあり、個別技術やユースケースに依存するため、当事者の責任を個別具体的に整理することは現時点では困難である。
- 報告書案では、当事者の責任を検討する際の視点として補助利用型AI及び判断尊重型AIに区分し、基本的な考え方を示しているところ、このような枠組みはAIエージェント等の高度なシステムを検討する際にも基礎的な考え方として位置付け得る。このことを示す事例として以下のような想定事例が考えられる。
- オンライン講座や学習教材を販売するBは、いわゆるAIエージェントを導入し、カスタマーサポートの大部分を自動化している。当該AIはAI開発ベンダAが開発したものであり、顧客との通話（音声）やテキスト・画像を処理するマルチモーダルLLMを含む、複数のAIモデルによって構成されている。また、B社内の回答マニュアルや製品情報、インターネット上の情報にアクセスして必要な情報を収集し、出力に反映させる機能も有している。
- 顧客V1はBのカスタマーサポートに連絡し、Bが販売するオンライン講座が公的な受講代金の補助対象となるか質問したところ、上記AIは、社内情報において「補助金の対象外」されていたにもかかわらず、インターネット上で当該補助金が広汎に適用されている情報等を検索した結果を踏まえ、「補助の対象となる」と回答した。V1は当該講座の受講を申し込んだが、後から補助の対象とならないことが発覚した。



1 AIエージェントの動向を踏まえたAI事業者ガイドラインの更新に関する検討の一環として、総務省「AIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会（第28回）【資料4】AI事業者ガイドラインの更新に向けた論点」4頁以下（2025年12月2日）（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02tsushin06_04000132.html、2026年1月6日最終閲覧）において、AIエージェントのリスクや各当事者が必要に応じて行うべきガバナンスの内容等が検討されている。

【論点2】補論：AIエージェント

- 企業が販売製品について事実と異なる説明を行った場合、取引に付随する説明義務違反として不法行為を構成する場合がある。
- カスタマーサポートにおいてAIエージェントないしAgentic AIを用いる場合、そのようなAIは法的にみて補助利用型AIにも判断尊重型AIにも該当する可能性があり、各当事者の責任判断にあたっては以下の点が重要になると考えられる。

(1) AI利用者Bの責任：

- 商品説明のうち特に消費者の重要な利益に関わる内容については、消費者保護の観点から高度の注意義務が認められやすい。
 - AIが公的補助の適用有無という商品購入における重要な動機についても正確に回答できるように設計されていたか（そのような設計がされていた場合、どのような特異な経過により誤回答が生じてしまったか）
 - AIシステム単独で十分な回答精度の実現が難しい場合、人のオペレーター等に連携するなど業務システム全体として精度が担保されていたか 等
- 十分な精度のシステムを用いていたと評価された場合、Bの注意義務は、AIシステムの利用体制の適正な構築及びリスクを可能な限り低減しながら運用を行う義務へと転換する。
 - AIシステムの利用体制の構築に関する注意義務：望ましい精度や安全性を満たしたAIシステムを用いることや、必要な場面での人の関与を含めた利用体制を適切に構築していたか否かが論点になると考えられる。
 - AIシステムの運用に関する注意義務：誤回答のフィードバック及びこれを踏まえたアーキテクチャの改善や、AIによる回答であること（出力に誤りを含みうること）の表示といった対応の要否が論点になると考えられる。
- 回答精度が不十分等の理由により補助利用型AIに該当する場合、判断の補助や支援としてのみAIエージェントを用いるべきこととなり、誤回答を用いた従業員の判断が注意義務違反と認められる（Bは使用者責任を負う）可能性や、AIの出力内容を検証する人員の体制が不十分であったことについて注意義務違反が認められる可能性がある。

(2) AI開発者・提供者Aの責任：補助利用型AIとして提供するか、それとも判断尊重型AIとして提供するかに応じ、適切な設計上の措置や明確な説明を行っていたかが論点となる。